

## 所沢市市民医療センター再整備工事設計業務内容説明書

### 1 業務概要

- (1) 業務名称 所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計業務、実施設計業務  
(建築基準法に関わる許可・計画通知申請、各種調査等を含む)
- (3) 履行期限 契約締結日より令和8年3月末まで
- (4) 業務工程 契約締結日より令和7年3月末 基本設計業務 (調査等含む)  
令和7年4月より令和8年3月末 実施設計業務 (計画通知含む)
- (5) 工事種別 新病院新築工事、解体工事、改修工事、外構工事
- (6) 工事費 約44.8億円を想定する。
- (7) その他 所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託特記仕様書(案)等による

### 2 計画概要

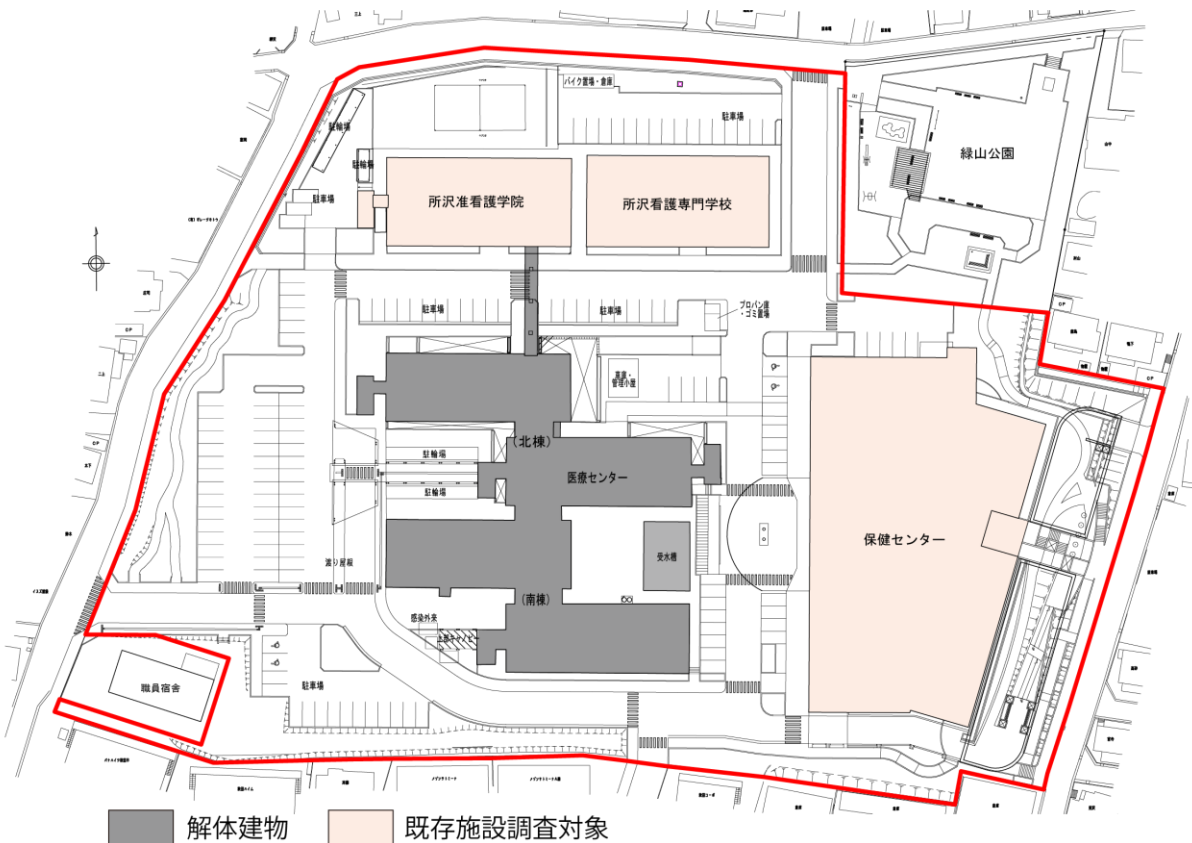
- (1) 施設名称 所沢市市民医療センター
- (2) 敷地の場所 所沢市大字上安松1224番地の1
- (3) 敷地面積 約22,500㎡(本業務受注者による用地測量により決定する)
- (4) 規模概要 下記のとおり (構造及び規模は基本設計の内容により変更もありうる)

工事種別	規模・概要
新病院新築工事	<p>病床数：49床</p> <p>診療科目：内科、循環器内科、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科、小児科、放射線科</p> <p>健診部門：人間ドック・定期健康診断</p> <p>その他部門：検査、内視鏡、放射線、薬剤、栄養、リハビリテーション、地域連携、管理</p> <p>構造：耐震構造とし、躯体構造は設計者の提案による。</p> <p>延べ床面積：約6,000㎡</p> <p>階数：3階程度</p> <p>配置：(6)位置図参照</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーを活用できる設備を設けること。</li> <li>・受水槽（緊急遮断弁付き）を設けること。</li> <li>・既存施設と渡り廊下等で一体性を持たせること。(所沢市街づくり計画部建築指導課発行「既存適及が及ばない増築行為に関する取り扱い」に準ずること。)</li> <li>・新築工事に伴う、既存病院運営に必要な仮設計画（仮設駐車場、通路、仮出入口等）を新築工事設計に含め検討すること。</li> <li>・新築工事に伴い、既存施設を一部解体する場合は、当該計画を新築工事設計に含め検討すること。</li> </ul>

解体工事	<p>①既存市民医療センターの解体          建設年次：1976年開院          構造：RC造          延べ床面積：約6,250㎡          階数：地下1階、地上3階建て          附属施設：渡り廊下（約145㎡）、玄関ポーチ（約220㎡）、車庫（45㎡）、駐輪場（3箇所、計約90㎡）、プロパン庫（約30㎡）          付帯設備：電気設備、ガス設備、給排水設備、受水槽、空調設備、花壇、屋外通路など</p>
改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存市民医療センター解体に伴う、准看護学院及び保健センターの接続部分の改修。</li> <li>・実施する既存施設調査の結果に基づく、是正部分の改修。</li> <li>・准看護学院の電力及び冷温水は既存市民医療センターより供給している。既存市民医療センターの解体に伴い、准看護学院は独立した設備への改修も想定する。</li> </ul>
外構工事	<p>駐車場・駐輪場・通路・植栽・側溝等</p>

(5) 工事期間 令和8年上半期～令和10年上半期を想定する。（新築工事部分）

(6) 位置図



### 3 設計の進め方

- (1) 所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託特記仕様書(案)、業務委託契約書(案)及び公共建築設計業務委託共通仕様書(案)に基づき契約を履行する。
- (2) 業務を実施するにあたり、所沢市市民医療センター再整備基本計画に基づいて設計を進めるとともに、公共建築としての目的意識をもって設計業務にあたること。
- (3) 技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて、発注者と協議の上、設計業務にあたること。
- (4) 所沢市におけるゼロカーボンシティ実現に向けた取組・政策を理解し、新築・改修・解体内容に取り入れるよう比較・検討すること。
- (5) 所沢市市民医療センターの運営と並行しての工事であることを考慮し、病院運営への影響が最小限となるよう配慮した設計業務にあたること。(工事にあたって、診療時間等の変更は認めない)
- (6) 受託者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- (7) 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに標準図、資料等による。
- (8) 敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。また、設計に係る打合せ事項及び決定事項(関係官庁、関係機関協議等を含む)については、書類にまとめて定期的に提出すること。
- (9) 基本設計及び実施設計は、段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。
- (10) 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- (11) 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- (12) 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- (13) 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡す。
- (14) 受注者に別途配布する「設計と条件諸室リスト」を参考資料とし、病院関係者等と協議のうえ設計業務にあたること。
- (15) 各部門・各科ヒアリングを行い、基本・実施設計の各段階での医療機器・情報機器との整合調整を行うこと。
- (16) 別途発注予定である再整備支援業務等の業務受注者との連携を図ること。
- (17) 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめる。
- (18) 業務を実施するにあたり、事業費については常に考慮し、監督員の指示により、5回程度(平面・立面・断面図確定時、構造仮定断面・設備方針確定時、基本設計業務完了時、実施設計業務中間時、実施設計業務完了時を予定)、概算工事費を提示すること。
- (19) 所沢市市民医療センター職員、委託受託者を含め打ち合わせを綿密に行い、基本的な設計、工事工程計画、仮設計画を作成すること。
- (20) 本説明書、所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託特記仕様書(案)に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者との間で協議して定める。